

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から13年2月まで
平成3年4月から現在に至るまで、国民年金保険料を納付しなかったことはないにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納付できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親からは、保険料納付に関する具体的な供述が得られず、申立内容を裏付ける周辺事情も確認できないなど、申立期間における納付状況は不明である。

また、国民年金保険料の現年度納付を記録するA市の国民年金検認状況一覧表においても、申立人の申立期間に係る保険料の納付記録の記載は無い。

さらに、申立期間は5年11か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い上、当該期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号の導入後の期間を含んでおり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の事務処理の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。